

青森県報

第三千四百七十一号

平成二十三年
十一月三十日
(水曜日)

目次

告 示

| | | |
|---------------------------------|----------|---|
| 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出…………… | (健康福祉課) | … |
| 生活保護法による医療機関の指定…………… | (同) | … |
| 障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定…………… | (障害福祉課) | … |
| 道路の区域の変更…………… | (道路課) | … |
| 道路の供用の開始…………… | (同) | … |
| 公 告 | | |
| 税務オンライン端末等貸借契約に係る一般競争入札…………… | (情システム報) | … |
| 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する…………… | (県民生活) | … |
| 同法第十条第二項の規定による公告…………… | (文化課) | … |
| 都市計画公聴会の開催…………… | (都市計画課) | … |
| 出先機関 | | |
| 道路の位置の指定…………… | (下北地域) | … |
| | (県民局) | … |

告 示

青森県告示第八百九十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第一号の規定に

より告示する。

平成二十三年十一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

| 名称又は氏名 | 所在地又は住所 | 廃止年月日 |
|---------|------------------------|-----------|
| 村山医院 | 西津軽郡深浦町大字岩崎字松原四七の | 平成三〇・九・三〇 |
| 湊谷歯科診療所 | 西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字上富田一三六の八 | " |

青森県告示第八百九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年十一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

| 名称又は氏名 | 所在地又は住所 | 指定年月日 |
|--------------|------------------------|----------|
| 伊東内科・小児科クリニク | 弘前市大字元長町一六 | 平成三二・一・一 |
| 湊谷歯科診療所 | 西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字上富田一三六の八 | 三三・一〇・一 |
| ルナ調剤薬局 | 弘前市大字元長町一の一 | 三三・一・一 |

青森県告示第八百九十五号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十三年十一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | |
|---------|---------------|---------|
| 名 称 | 所 在 地 | 指定年月日 |
| いとつめり薬局 | 青森市西大野一丁目一六の五 | 平成三・二・三 |

青森県告示第八百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十三年十二月二十九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

| 図面番号 | 道路の種類 | 路線名 | 変更の区間 | 変更の前後別 | 敷地の幅員 | 敷地の延長 | 備考 |
|------|-------|--------|---|--------|----------------------------|--------------------------|----|
| 1 | 県道 | 久栗坂造道線 | 青森市大字久栗坂字山辺五の一から 青森市大字久栗坂字浜田八五二の四まで | 前 後 | 一八・二〇メートルから 一四・七〇メートルまで | 一一〇・〇〇メートル 一一〇・〇〇メートル | |
| 2 | 国道 | 一〇一号 | 西津軽郡深浦町大字松神字下浜松三三の五から 西津軽郡深浦町大字松神字中浜松一〇五の一まで | 前 後 | 一七・二〇メートルから 一五・八〇メートルまで | 七四・〇〇メートル 七四・〇〇メートル | |

青森県告示第八百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十三年十二月二十九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始日 |
|--------|---|---------|
| 国道一〇一号 | 西津軽郡深浦町大字松神字下浜松三三の五から 西津軽郡深浦町大字松神字中浜松一〇五の一まで | 平成三・二・二 |
| 国道三三八号 | 上北郡六ヶ所村大字尾駮字上尾駮二二の一六 九から 上北郡六ヶ所村大字尾駮字弥栄平一の五まで | 三・一・三〇 |

公 告

税務オンライン端末等賃貸借契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成二十三年十一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における保守を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

税務オンライン端末等 一式

二 賃貸借期間

平成二十四年三月一日から平成二十九年二月二十八日まで（ただし、この契約に係る予算の削減又は削除があった場合は、この期間の途中において当該契約を解除することがある。）

三 納入期限及び設置場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十三年六月二十九日青森県告示第五百五十九号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、OA機器の賃貸借契約及び電子計算組織に係るソフトウェア賃貸借契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 納入する機器等については、県で示した仕様を満たすこと及び保守体制が整備されていることを証明した者であること。

五 資格の審査等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出部数 二部

3 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る資料を添えて、平成二十三年十二月十九日までに青森県企画政策部情報システム課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該申請書の内容の変更に応じなければならない。

(二) (一)の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
青森市長島一丁目の一

青森県企画政策部情報システム課システム管理運用グループ

電話 〇一七 七三四 九一六〇

2 入札書の提出期限

平成二十四年一月十日 午後五時

3 開札の場所及び日時

青森市新町二丁目四の三〇

青森県庁舎北棟二階A会議室

平成二十四年一月十二日 午後二時

七 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百三十二条第一項第二号の規定により免除する。

八 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

九 落札者の決定方法

賃貸借機器等に要求する仕様を満たされていると判断した申請書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- 十 契約書の取り交わしの時期
落札決定の日から七日以内
- 十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

3 入札書の提出方法等

詳細は入札説明書による。

4 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち一か月分に相当する金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

5 契約金額

落札価格をもって平成二十三年年度の契約金額とする。ただし、平成二十四年度から平成二十七年年度までの契約金額は落札価格に十二を乗じて得た額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、平成二十八年度の契約金額は落札価格に十一を乗じて得た額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be leased:

(1) Computer Terminal Unit 1 set

(2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid explanation

2 Time limit for tender:

5:00 p.m. January 10, 2012

3 Contact point for the notice:

System Management Section

Information Systems Division

Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima

Aomori City, Aomori 030-8570

JAPAN

TEL 017-734-9160

~~~~~  
 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年十一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十三年十一月七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人平成謝恩会

三 代表者の氏名

金澤 孝吉

四 主たる事務所の所在地

上北郡おいらせ町向山二の一六八四

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して就労支援に関する事業を行い、また、障害者等が生産活動、創造的な活動、地域に必要なボランティア活動等に喜びをもって参加でき、自立した生活を営めるよう総合的に支援し、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により十和田都市計画区域における整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催するので、青森県都市計画法施行細則（平成十六年三月青森県規則第二十一号）第二条第二項の規定により公告する。

平成二十三年十一月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催の日時

平成二十三年十二月十九日 午後一時から

二 開催の場所

十和田市役所新館五階第一会議室 十和田市西十二番町六の一

三 案件

十和田都市計画区域における整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案（以下「都市計画変更案」という。）

四 公述の申出等

1 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければならぬ。

2 公聴会に出席して意見を述べることが出来る者は、十和田市の区域内に住所を有する者とする。

3 書面の提出期限

平成二十三年十二月十四日までに到着のこと。

4 書面の提出先

青森県国土整備部都市計画課 青森市長島二丁目一の一

十和田市建設部都市整備建築課 十和田市西十二番町六の一

5 公述人の選定

書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人あて通知する。

五 都市計画変更案の概要

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）は、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域を対象に、青森県が広域的な見地から、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともにその実現に向けての大きな筋道を明らかにする、当該都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を定めたものである。

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

1 閲覧場所

青森県国土整備部都市計画課

十和田市建設部都市整備建築課

2 閲覧期間

平成二十三年十二月一日から同月十四日まで

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

出 先 機 関

下北地域県民局告示第四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県国土整備部建築住宅課、下北地域県民局地域整備部及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年十一月三十日

下北地域県民局長 長 津 秀 二

|                            |                       |
|----------------------------|-----------------------|
| むつ市新町七〇〇の<br>一             | 位<br>置                |
| 一・二二二・六〇メ<br>トル            | 延<br>長                |
| 四・二四メートル<br>から<br>四・八一メートル | 幅<br>員                |
| 平成<br>三・二・二六               | 指<br>定<br>年<br>月<br>日 |

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭